

2025年4月1日

三菱電機企業年金基金

「アセットオーナー・プリンシプル」受入れについて

三菱電機企業年金基金(以下、「当基金」という)は、確定給付企業年金制度のアセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)に賛同し、これを受入れることを表明します。資産を運用する責任(フィデューシャリーデューティ)を果たすために、各原則に則って必要な取組みを継続的に推進します。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は確定給付企業年金であり、年金規約に規定した給付を将来にわたり確実に行うことが受益者等の最善の利益です。年金給付等積立金(以下、「年金資産」という)の運用にあたり、法令等の定めにより制定した「年金資産運用の基本方針」に基づき、加入者および加入者であった者(以下、「加入者等」という)の利益のため、運用目的、運用目標および運用方針等の基本方針を定め、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行っています。また、経済・金融環境等の変化に適切に対応するため、毎年度具体的な資産運用基本計画を策定しています。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、年金資産運用に関する知識と経験を有する運用執行理事を配置し、年金資産運用にかかわる事項を審議するための「資産運用委員会」を設置するとともに、運用コンサルタント会社との契約による外部知見の活用を行う中で、アセットオーナーとしての専門的知見の向上と運用体制整備に取り組んでいます。

原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標等を安定的に達成するため、受益者等の利益の観点から最適な運用委託先を選定し、運用戦略や運用資産構成割合についても年度ごとに検証、見直しを行っています。また、リスク管理面においても、経済、金融環境の変化や金融商品の多様化等に適切に対応するため、年金資産の運用委託先会社や運用コンサルタント会社との情報連携を行いながら継続的なリスクモニタリングを実施しています。

原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、毎年度、年度ごとの年金資産の財政状況、運用状況等について、加入者等の代表で構成される代議員会において報告するとともに、その概要を母体企業の各拠点の労使(総務部門と労働組合支部)に説明しています。また、当基金のホームページにもサマリーを掲載し、加入者等への情報提供、開示を行っています。

原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、2021年4月に日本版スチュワードシップ・コードを受入れ、各原則への対応方針について表明しています。運用受託機関への定期的なモニタリングを行い、その結果をホームページで受益者等に開示するなど、中長期的な利益獲得のためにスチュワードシップ活動を継続的に取り組んでいます。

以上